一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県上野原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野原市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百四十二号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　平成三十年五月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和六十二年一月二十九日農林水産省告示第九十四号
二　変更に係る指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百四十三号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　平成三十年五月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和六十二年七月十八日農林水産省告示第千三号
二　変更に係る指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百四十四号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　平成三十年五月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和六十二年十二月八日農林水産省告示第千五百二十五号
二　変更に係る指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百四十五号**

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　平成三十年五月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　昭和六十二年十二月十二日農林水産省告示第千五百五十三号
二　変更に係る指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省**
**○国土交通省告示第五十五号**
**環境省**

　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二十条第一項の規定に基づき、次の登録特定原動機検査機関の登録を更新したので、同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

　平成三十年五月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

一　登録年月日　平成三十年四月二十七日
二　登録番号　第一号
三　登録特定原動機検査機関の氏名又は名称　公益財団法人日本自動車輸送技術協会
四　住所　東京都新宿区四谷三丁目二番五全日本トラック総合会館
五　特定原動機検査事務を実施する事業場の名称　公益財団法人日本自動車輸送技術協会昭島研究室
六　特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地　東京都昭島市美堀町四丁目二番二号
七　法人である場合の代表者の氏名　下平　隆

一　登録年月日　平成三十年四月二十七日
二　登録番号　第二号
三　登録特定原動機検査機関の氏名又は名称　一般社団法人日本建設機械施工協会
四　住所　東京都港区芝公園三丁目五番八号
五　特定原動機検査事務を実施する事業場の名称　一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所
六　特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地　静岡県富士市大渕三千百五十四番地
七　法人である場合の代表者の氏名　田﨑　忠行

**○経済産業省**
**○国土交通省告示第五十六号**
**環境省**

　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二十七条において準用する同法第二十七条第一項の規定に基づき、次の登録特定特殊自動車検査機関の登録を更新したので、同法第二十七条において準用する同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

　平成三十年五月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

一　登録年月日　平成三十年四月二十七日
二　登録番号　第一号
三　登録特定特殊自動車検査機関の氏名又は名称　公益財団法人日本自動車輸送技術協会
四　住所　東京都新宿区四谷三丁目二番五全日本トラック総合会館
五　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の名称　公益財団法人日本自動車輸送技術協会昭島研究室
六　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の所在地　東京都昭島市美堀町四丁目二番二号
七　法人である場合の代表者の氏名　下平　隆

一　登録年月日　平成三十年四月二十七日
二　登録番号　第二号
三　登録特定特殊自動車検査機関の氏名又は名称　一般社団法人日本建設機械施工協会
四　住所　東京都港区芝公園三丁目五番八号
五　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の名称　一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所
六　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の所在地　静岡県富士市大渕三千百五十四番地
七　法人である場合の代表者の氏名　田﨑　忠行